入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 5 月 2 日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター
院　長　　矢　野　　哲

１．競争に付する事項

(1)　調達件名及び数量
検査試薬等の調達（単価契約）

(2)　調達件名の特質等
入札説明書及び仕様書による

(3)　契約期間
平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日

(4)　納入場所
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター

(5)　入札方法
①　入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費、廃棄、保険料等調達に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。
②　第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

２．競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1)　独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。

(2)　契約細則第 4 条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。

(3)　独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第 2 条の各号に該当しないものであること

(4)　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」のうち医薬品・医療用品類において「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」、「Ｄ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の参加資格を有する者であること。

(5)　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(6)　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険
②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険
④国民年金
⑤労働者災害補償保険
⑥雇用保険

（注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(7)　薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。

(8)　旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

３．入札関係書類の交付場所、問い合わせ先

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

〒169-0073　東京都新宿区百人町三丁目 22 番 1 号
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター　経理課契約係
電話 03（3364）0251

(2) 入札関係書類の交付方法

本公告の日から平成30年5月18日(金)までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までに、上記(1) 問い合わせ先に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」（本公告に添付）と引き換えに交付する。

(3) 入札書及びその他資料の提出期限、場所

平成 30 年 5 月 23 日(水)　　14：00　　※郵送及びＦＡＸ不可
東京山手メディカルセンター 3 階事務室　経理課契約係

(4)　開札の日時及び場所

平成 30 年 5 月 24 日(木)　　9：30
東京山手メディカルセンター 3 階大会議室

４．その他必要な事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨　「日本語及び日本国通貨」

(2) 入札保証金及び契約保証金　「免除」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記 2 の競争参加資格に関する証明書等を提出しなければならない。なお、入札執行日の前日までの間において、経理責任者から上記証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、採用しうると判断した者のみを入札参加対象とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否　「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) その他

詳細は入札説明書による。